

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道恵庭北高等学校 令和7年（2025年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- ・学校は、いじめ防止対策委員会で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断はいじめ防止対策委員会により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

恵庭北高校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校のすべての教育活動の中で、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見・早期解消に取り組むとともに、いじめを認知した場合、適切かつ迅速に解決するための「北海道恵庭北高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

恵庭北高校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正／いじめの相談・通報の窓口／いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録／いじめの疑いに関する情報があった場合の緊急会議の開催／いじめの情報の迅速な共有／効果的な対策の検討と全職員への周知・共通理解／委員の役割分担と家庭・北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームとの適切な連携／関係のある生徒およびその保護者への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定

恵庭北高校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ・年2回のいじめアンケート調査の実施（いじめの早期発見）
- ・HR担任による個別面談の実施（いじめの早期発見）
- ・いじめが解消するまで定期的な面談の実施（いじめを訴えた生徒のケアといじめに関わった生徒の指導とケア）
- ・保護者との連携（状況説明と情報共有）
- ・関係機関との連携（スクールカウンセラー・教育局・警察）

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の恵庭北高校のいじめ防止対策委員会（担当）は、大崎です。

連絡先0123-36-8111（学校代表電話）

### 北海道教育委員会の相談窓口

| 相談窓口                         | 電話番号                                                                                               | 相談時間等                          |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター（電 話）<br>（メール） | 0120-3882-56<br><a href="mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp">doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp</a>     | 毎日 24 時間                       |
| 北海道立特別支援教育センター（電 話）<br>（メール） | 011-612-5030<br><a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a> | 祝日・年末年始を除く平日<br>9～12 時 12～17 時 |
| 石狩教育局教育相談電話（電 話）             | 011-221-5297                                                                                       |                                |

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター